

**平成 1 9 年度
福岡市 事後評価 資料**

番号 : 都市再生整備計画「福岡都心部地区」

事後評価資料

都市再生整備計画 「福岡都心部地区」

国土交通省所管
まちづくり交付金事業

福岡市 都市整備局

まちづくり交付金について

平成20年1月

福岡市都市整備局地域計画課

1. まちづくり交付金創設の背景

都市再生の推進

- ・「身の回り」の生活の質の向上
- ・「地域経済・社会」の活性化

都市再生本部 小泉総理

都市再生特別措置法 2002年～

大都市における取組み

- ・都市再生プロジェクト
- ・都市再生緊急整備地域
- ・都市再生ファンド

地方における取組み

- ・全国都市再生の推進
～稚内から石垣まで～
- ・全国都市再生モデル調査

三位一体の改革

- ・国庫補助負担金のあり方の抜本的な見直し

国庫補助負担金の改革

地方交付税の見直し

税源配分の見直し

地方が決定すべきことは地方自らが決定する、地方自治本来の姿の実現を目指す。

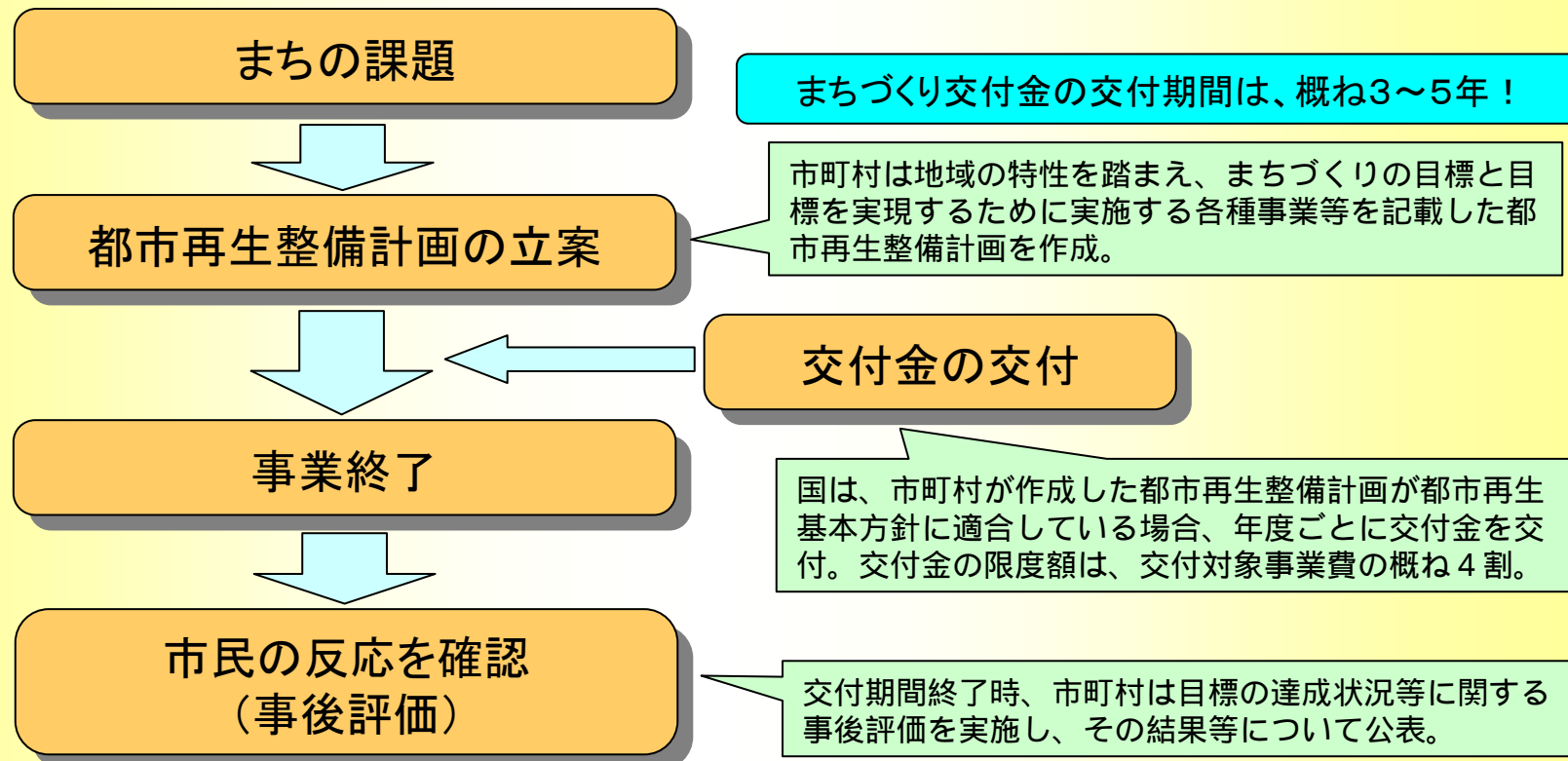
まちづくり交付金制度

2. まちづくり交付金とは

○目的

まちづくり交付金は、地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした地域主導の個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図るための制度です。

○制度の概要



3. まちづくり交付金の支援制度について

まちづくり交付金（H16創設）

計画全体を評価し、採択

幅広い交付対象

国費はどの事業にどのように
充当しても自由



○基幹事業
道路、公園等
の公共事業

○提案事業
市町村の提案
に基づく事業

最大
4割

交
付
額

区画整理
駅前広場
コミュニティバス
空き店舗活用
ワークショップ
道路
住宅
社会実験

まちづくりの目標に資
する、いろいろな事業
をパッケージで計画！

4. まちづくり交付金の事後評価について

○事後評価の目的

交付金をもたらした成果等を客観的に検証して今後のまちづくりのあり方を検討すること及び事業の成果を住民に分かりやすく説明することを目的とする。

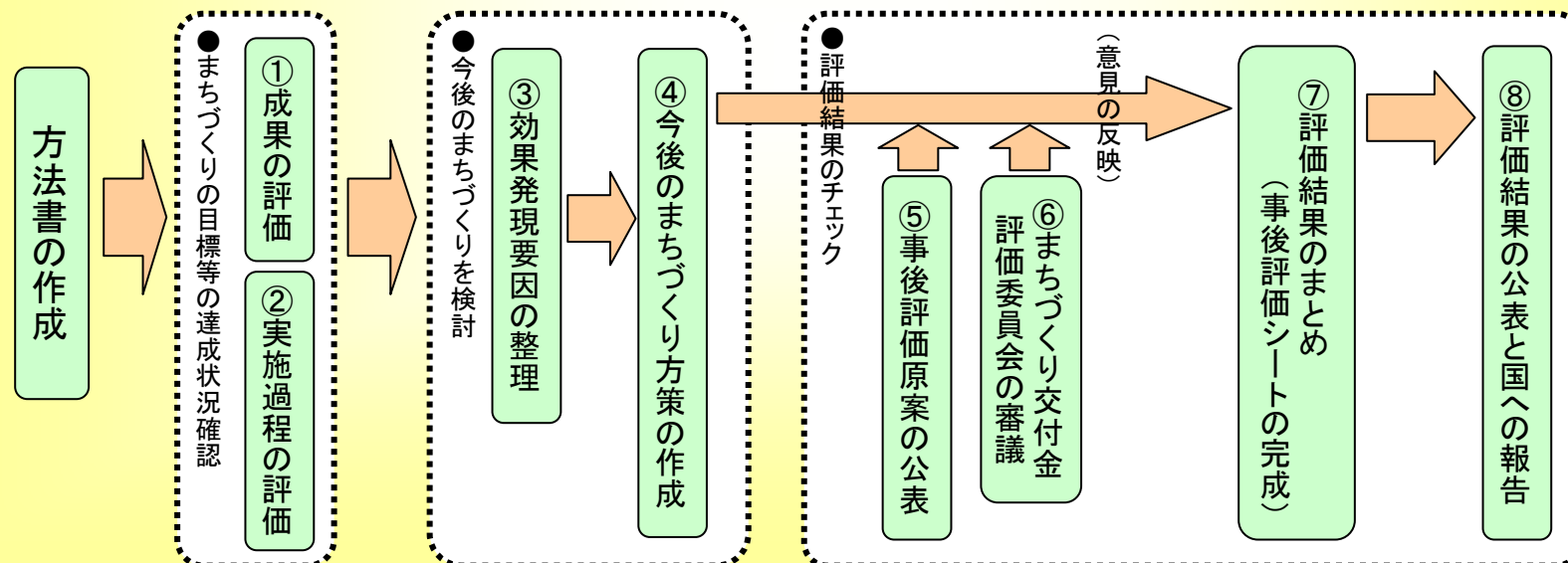
事後評価の実施時期

- ・ 交付終了年度に実施。

事後評価の内容

- ・ **まちづくりの目標等の達成状況の確認** …… 数値指標の達成状況の確認及び実施過程の検証
- ・ **今後のまちづくり方策の検討** …… 今後のまちづくり方策、目標を達成するための改善措置を作成
- ・ **評価結果のチェック** …… 評価結果を住民に公表、まちづくり交付金評価委員会による審議を実施

○事後評価の流れ



5 . まちづくり交付金評価委員会について

○目的

事後評価等が適切に遂行されたことを中立・公平な立場で確認していただき、意見を求めること、及び、今後のまちづくり方策等についても意見を求めることを目的とする。

要件等

【根 拠】まちづくり交付金事後評価実施要領 第5

【役 割】

事後評価の手続き及び都市再生整備計画の目標の達成状況の確認等の結果について、その妥当性を審議し、不適切な点または改善すべき点があると認めた場合は、意見の具申を行う

今後のまちづくり等の内容の妥当性について審議し、不適切な点または改善すべき点があると認めた場合は、意見の具申を行う

【要 件】3名以上の委員により構成すること、委員には必ず学識経験のある有識者を含めること
上記を踏まえて「福岡市公共事業再評価監視委員会」を活用する

【審議事項】

事後評価の指標に関する事項

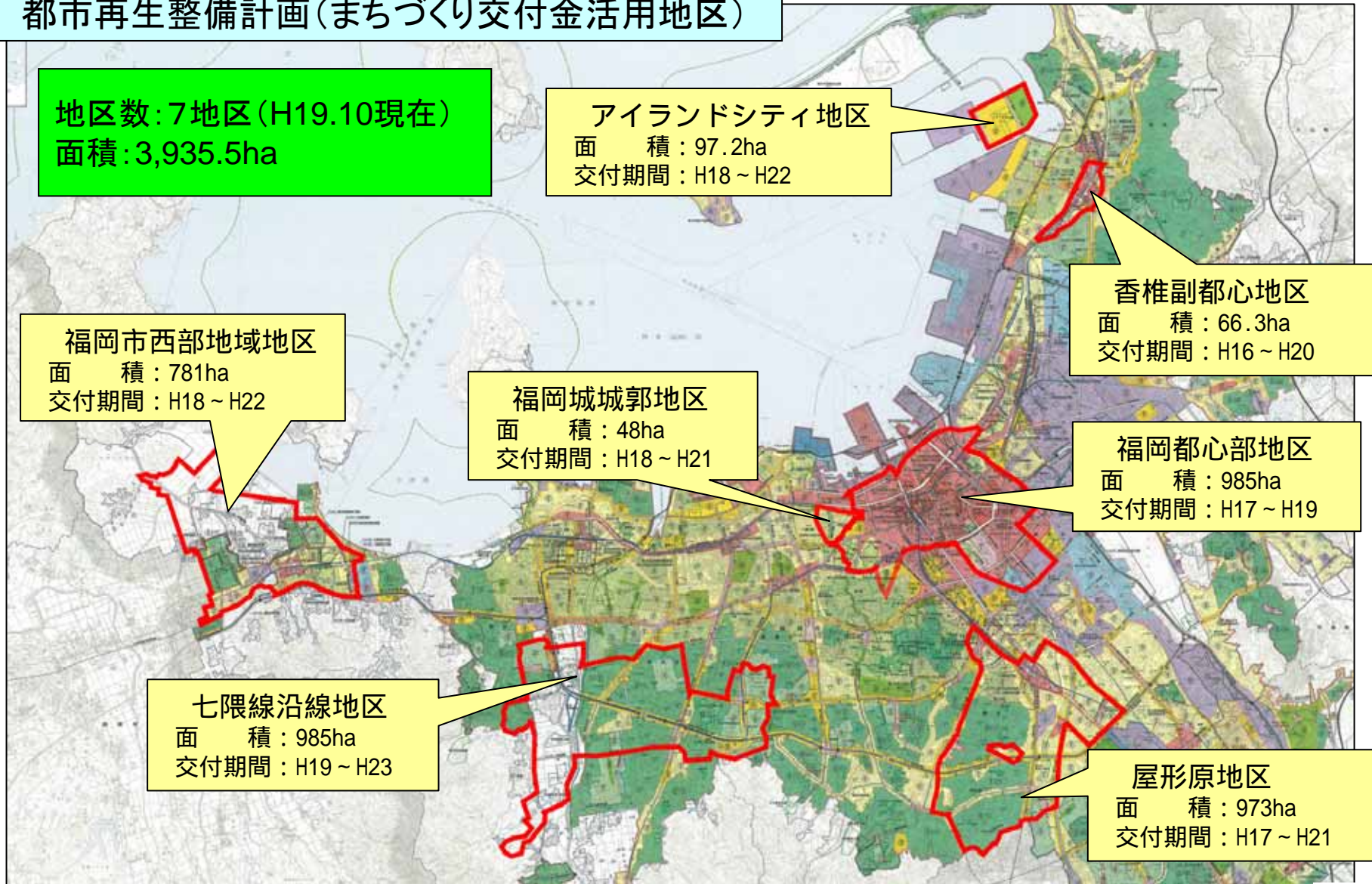
- ・数値目標達成度が 又は×であるが達成見込み「あり」とした指標について、その評価は妥当であるか
- ・事後評価原案の公表は適切に行われたか 等

今後のまちづくり方策等に関する事項

- ・今後のまちづくり方策等は、事後評価結果に基づいて適切に作成されたか 等

6 . 福岡市での活用状況について

都市再生整備計画(まちづくり交付金活用地区)



7. 都市再生整備計画「福岡都心部地区」

目標と目標達成に向けた取り組み

「おもてなしの都市福岡」にふさわしい快適で魅力あふれる都心づくり

<目標1> 交流拠点都市にふさわしい都心部のにぎわいや魅力を引き出す

- 【目標達成に向けた取り組み】
- 道路のバリアフリー化、歩道の整備
 - 地図案内サイン等による情報提供
 - イベントの開催
 - ストリートパフォーマンスの場の提供
 - 地域コミュニティ場の提供

<目標2> 快適で歩きやすい都市空間の実現を図る

- 【目標達成に向けた取り組み】
- 道路のバリアフリー化、歩道の整備
 - 自転車駐車場の整備
 - 自転車利用マナーの啓発
 - 快適な歩行空間を創出する社会実験の実施
 - 不法看板やピンクチラシの除去
 - 歩行者の安心安全の向上につながる防犯対策

<目標3> 都市機能の集積と充実・強化を図る

- 【目標達成に向けた取り組み】
- 道路整備による都心部へのアクセスの向上
 - 道路整備による車両走行の安全性の確保
 - 土地区画整理事業による業務機能強化や質の高い居住機能の導入

目標を定量化する指標

(指標1) 自転車放置率

【従前値】
天神 66% (H14年)
博多駅周辺 34% (H14年)



【目標値】
天神 41% (H19年)
博多駅周辺 27% (H19年)

(指標2) 主要地点の歩行者数

【従前値】 63,223人 (H16年)



【目標値】 69,000人 (H19年)

(指標3) 「歩くのが楽しい街」と感じる人の割合

【従前値】 46% (H16年)



【目標値】 56% (H19年)

(指標4) 都市の美しさ評価

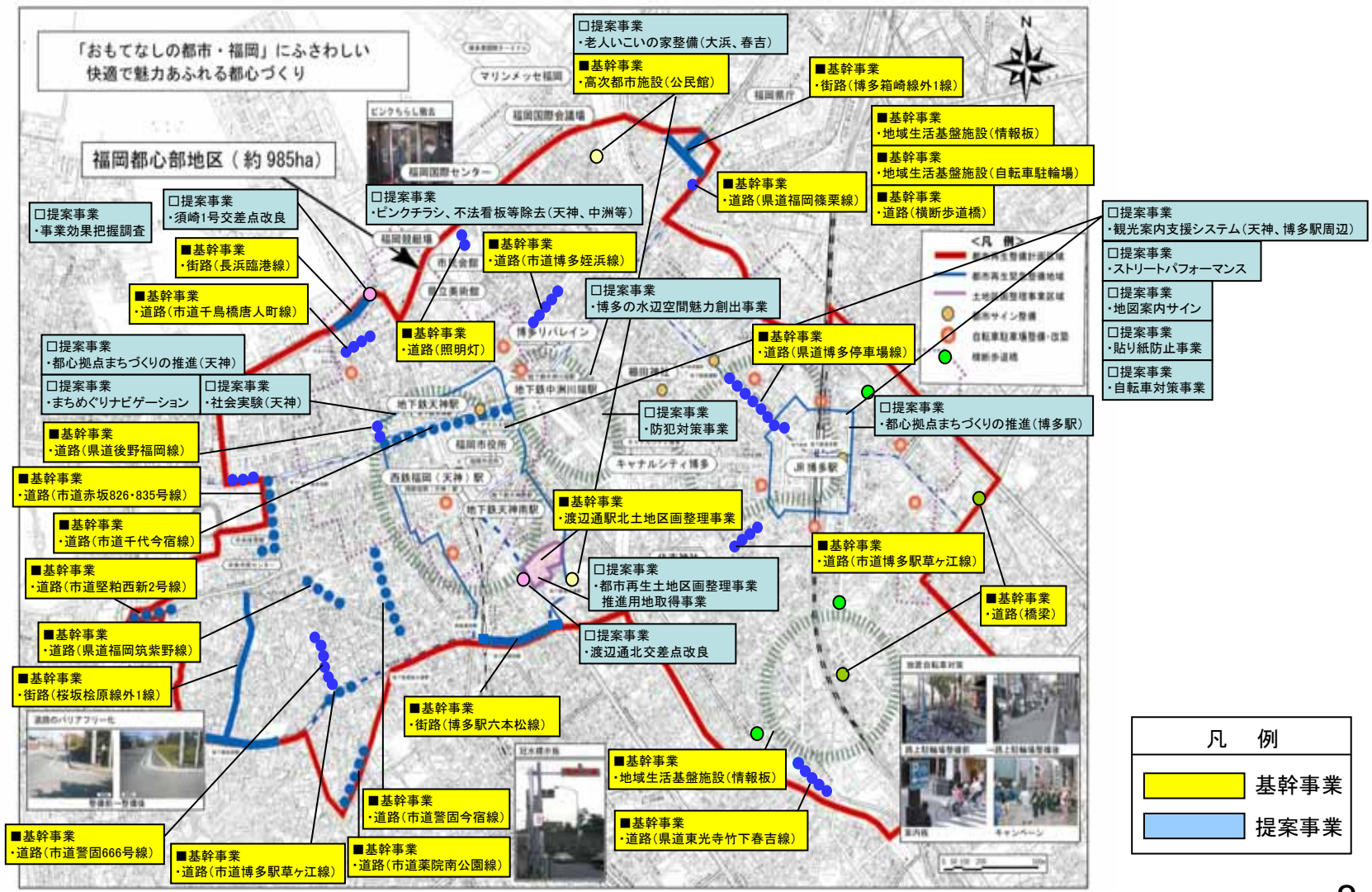
【従前値】 54% (H14年)



【目標値】 60% (H19年)

8. 「福岡都心部地区」整備方針概要図

目標	「おもてなしの都市・福岡」にふさわしい快適で魅力あふれる都心づくり 目標1: 交流拠点都市にふさわしい都心部のにぎわいや魅力を引き出す 目標2: 快適で歩きやすい都市空間の実現を図る 目標3: 都市機能の集積と充実・強化を図る	成果指標	天神地区の自転車放置率 (%)	66% (H14年度) → 41% (H19年度)
			主要地点の歩行者数 (人)	63,223 (H16年度) → 69,000 (H19年度)
			「歩くのが楽しい」と感じる来街者の割合 (%)	46% (H16年度) → 56% (H19年度)
			都市の美しさ評価 (%)	54% (H14年度) → 60% (H19年度)



< 参考 >

**数値目標の達成状況
今後のまちづくり方策**

指標1

自転車放置率

	地区	従前値(H14)	目標値(H19)	評価値(H19)	評価結果
目標値	天神地区	66%	41%	14%	達成
	博多駅周辺地区	34%	27%	31%	達成見込み有

天神地区

博多駅周辺地区

総評

駐輪施設の整備やマナー啓発等の取り組みにより、天神地区の自転車放置率は66.3%から平成18年10月時点で14.2%となり、数値目標(41%)を達成した。

総評

取り組みにより改善されているが、平成18年から博多駅改修の工事の影響を受けているため、数値目標は達成されていない。
しかし、博多駅改修工事の影響による駐輪容量の減少を放置台数から差し引いた数値を推計すると、平成18年10月時点で15.4%となることから、数値目標(27%)の達成見込みがあると判断した。

評価データ

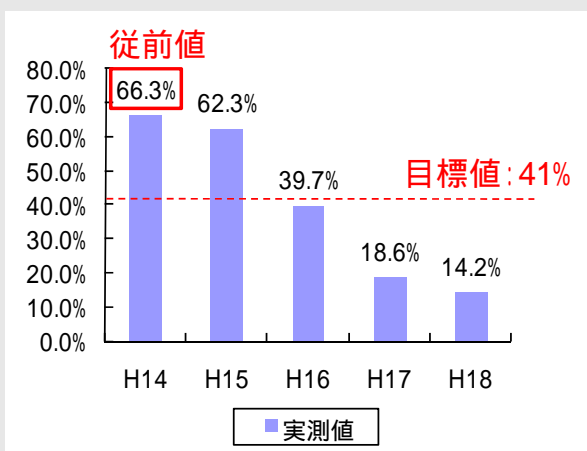


図 天神地区の自転車放置率の推移
資料: 自転車等駐車実態調査(福岡市)

評価データ

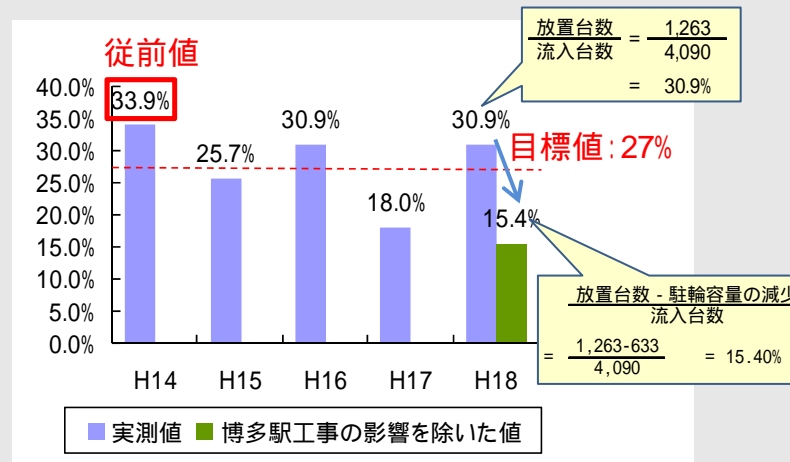


図 博多駅周辺地区の自転車放置率の推移
資料: 自転車等駐車実態調査(福岡市) 1

指標2

主要地点の歩行者数

目標値

従前値(H16)

目標値(H19)

評価値(H19)

評価結果

63,223人

69,000人

69,328人

達成

総評

徒歩で都心を回遊する地点の歩行者数を計測したところ、バリアフリー化などの歩道整備や、サイン設置等歩きやすさ向上の取り組みや、天神での継続的なイベント等の取り組みにより、平成15年11月の63,223人から平成19年9月時点で69,328人に増え、数値目標(69,000人)を達成した。

天神地区の主要地点(5地点)における歩行者数

数値目標を達成

評価データ

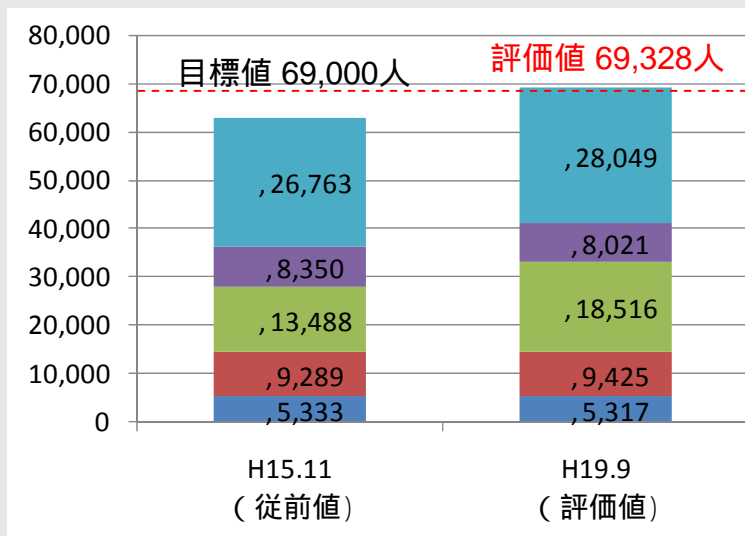


図 主要地点の歩行者数

資料: (H15)「変化する『ふくおか都心』」(株)西日本新聞社
(H19)歩行者交通量調査結果(福岡市)

指標3

「歩くのが楽しい街」と感じる来街者の割合

目標値

従前値(H16)

目標値(H19)

評価値(H19)

評価結果

46%

56%

55%

達成見込み有り

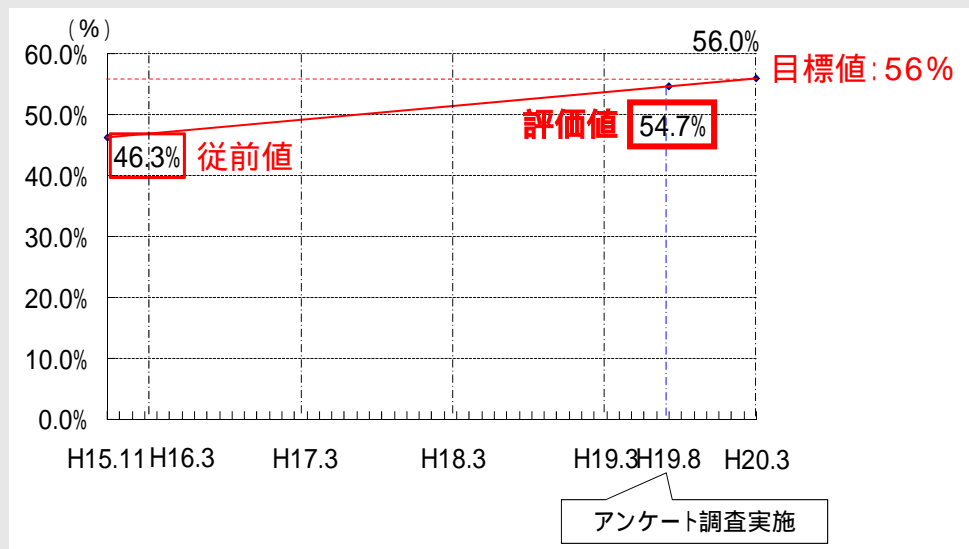
総 評

歩道のバリアフリー化、自転車駐輪場整備等による放置自転車の削減、街の楽しさを演出するイベントやストリートパフォーマンスの開催等に取り組んだことにより、聞き取りアンケート調査の結果、「歩くのが楽しい街」と感じる人の割合は平成15年11月の46.3%から平成19年8月時点で54.7%に向上していることから、数値目標は、ほぼ達成しているものと考えられる。

評価
データ

「天神地区は歩いて楽しい街だと思いますか？」

という質問に対する回答



ほぼ数値目標を達成

図 指標の推移

資料: (H15)「変化する『ふくおか都心』」(株)西日本新聞社
(H19)聞き取りアンケート調査結果(福岡市)

指標4

都市の美しさ評価

目標値

従前値(H14)

目標値(H19)

評価値(H19)

評価結果

54%

60%

55%

未達成

総 評

都市の美しさ評価は、若干の改善は認められたが、福岡市全域が調査対象のため、都心部の取り組みによる効果が現われにくく、数値目標の達成は見込まれないと判断したため、代替指標により取り組みの効果を検証する。

評価
データ

「福岡が美しい都市であると思いますか?」という質問に対する回答

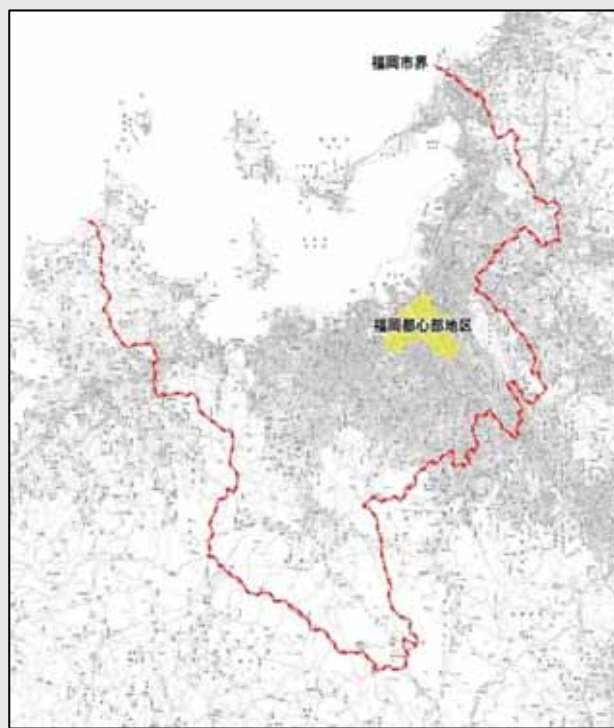


図 調査の範囲と福岡都心部の位置

数値目標は未達成

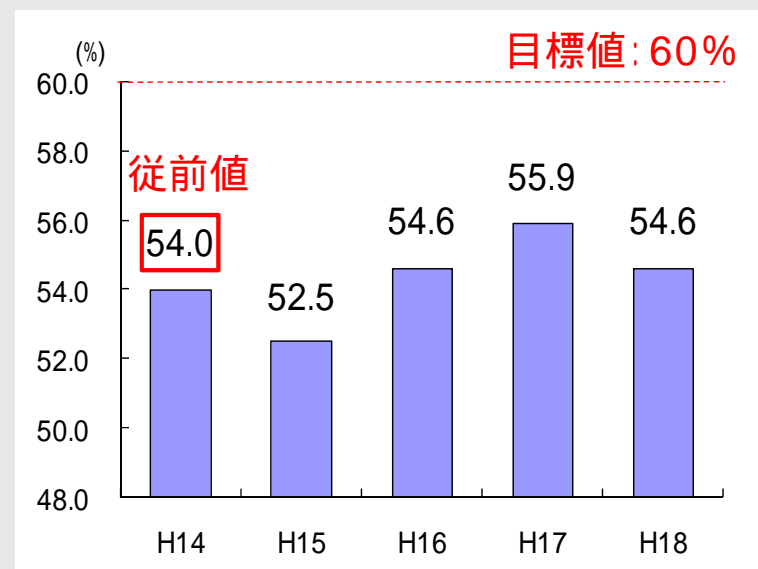


図 「都市の美しさ評価」の推移

資料:福岡市新・基本計画に関する意識調査(福岡市) 4

その他の数値指標1

街がきれいになったと感じる人の割合 (指標4 都市の美しさ評価の代替)

目標値

従前値(H14)

目標値(H19)

評価値(H19)

評価結果

-

-

63%

達成

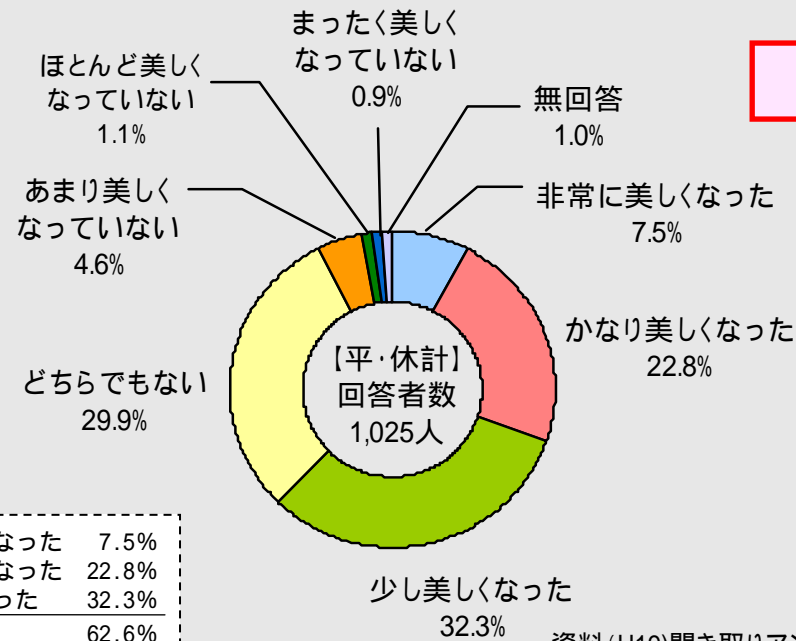
総評

都心部に来街した人々を対象に、都市の美しさを評価の代替指標として、街がきれいになったと感じる人の割合を調査する聞き取りアンケートを実施した。
その結果、ピンクチラシや不法看板の撤去対策等の取り組みにより、街の美しさが向上したと感じた人は62.6% (1,025人中642人)を占めており、目標を達成した。

評価データ

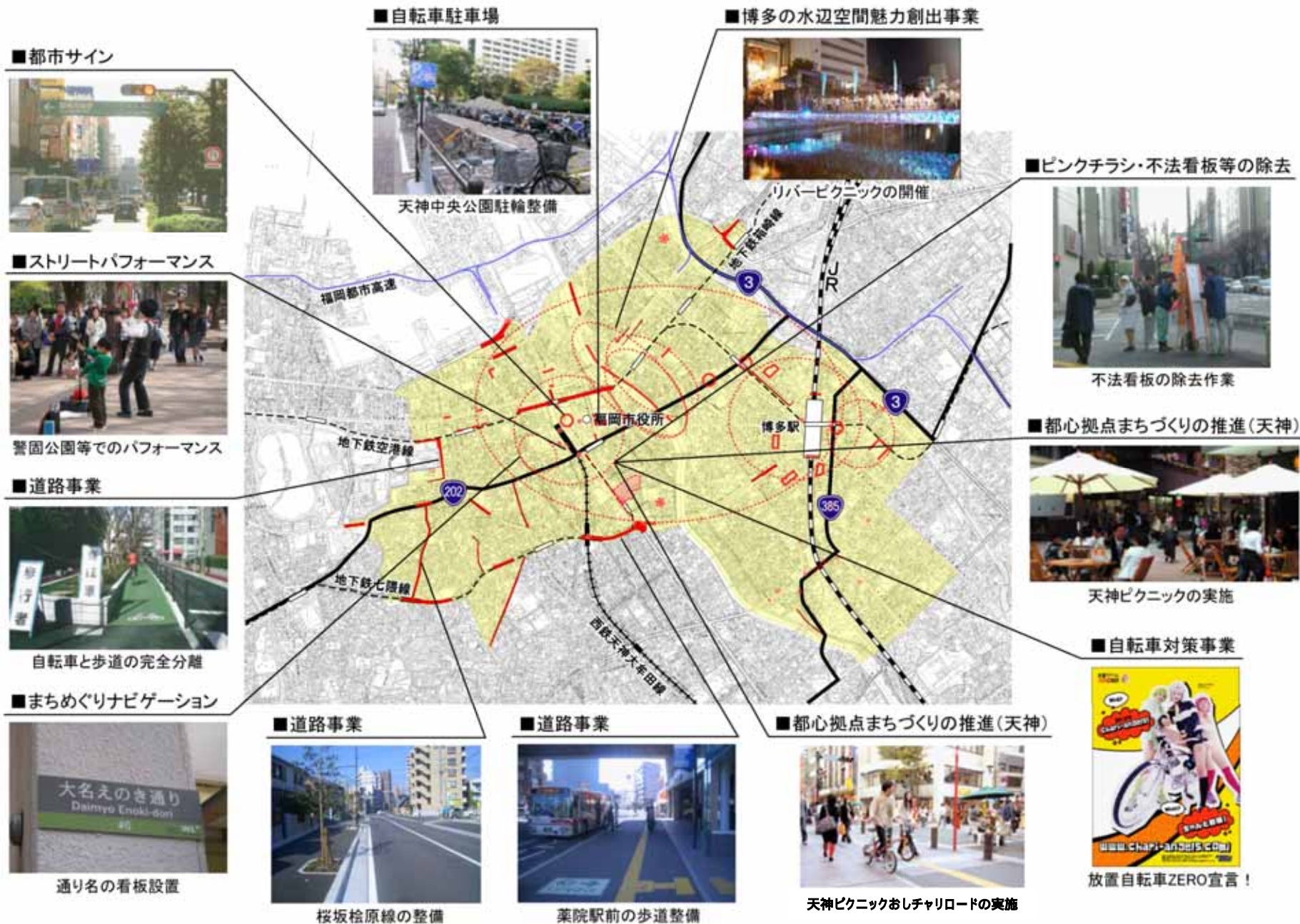
「ここ2,3年で都心がきれいになったと思いますか」

という質問に対する回答



目標を達成

都市再生整備計画「福岡都心部地区」の成果概要



今後のまちづくり方策

大目標	目標	取組みによる成果と課題		今後のまちづくり方策	
		成果	課題	項目	基本的な考え方
「おもてなしの都市福岡」にふさわしい快適で魅力あふれる都心づくり	交流拠点都市にふさわしい都心部のにぎわい魅力あふれる都心づくり	<p>イベントの開催・充実により、<u>にぎわい</u>が向上</p> <p>バリアフリー化により駅への<u>安全・安心なアクセス</u>が向上</p> <p>サイン等により<u>目的地までのアクセス性</u>が向上</p> <p>公民館整備により<u>地域コミュニティの形成</u>と場の提供に寄与</p>	<p>博多駅周辺地区においては、九州新幹線乗り入れにあわせ、<u>更なるにぎわい魅力あふれる都心づくりの取組み</u>が必要。</p> <p>一過性ではなく<u>持続可能なにぎわいの創出</u></p>	<p>九州・アジア新時代にふさわしい魅力あふれるにぎわい交流拠点都市の実現</p>	<p>博多駅周辺地区における、エリアマネジメント組織を中心とした、九州の玄関口にふさわしい魅力ある都市拠点の形成</p> <p>天神地区における更なるにぎわいの創出と地区の持続的な発展</p> <p>水辺や緑地など地域の特性を生かした市民や来街者でにぎわうまちづくり</p>
	快適で歩きやすい都市空間の実現を図る	<p>明治通りのバリアフリー化や、放置自転車の減少により、<u>安全・安心で、快適な歩きやすい歩行空間</u>が実現</p> <p>不法看板やピンクチラシ、放置自転車などの減少により都市の美しさが向上</p>	<p>未だバリアフリー未整備の道路が多数点在。</p> <p>天神地区以外での<u>放置自転車対策</u></p>	<p>安全・快適に移動ができる都心部の実現</p>	<p>天神地区周辺地区における放置自転車対策による快適な歩行者空間の実現</p> <p>サインや景観形成事業などによる、快適な歩行者空間の実現</p> <p>道路のバリアフリー化の継続的な取り組み</p> <p>各種交通手段におけるアクセス性の向上を図るため道路整備を促進。</p> <p>交通渋滞緩和のため、既存道路を補完する道路整備の促進</p>
	都市機能の集積と充実・強化を図る	<p>周辺部からのアクセス道路整備により、<u>安全・快適な都心部への車両走行</u>が実現</p>	<p>道路の未整備区間による<u>アクセス性の低下</u>。</p> <p><u>都心部の交通渋滞の悪化</u></p> <p>都心部の都市環境の悪化(ヒートアイランド現象の顕在化、緑地の減少)</p>	<p>都心部居住における地域コミュニティの形成</p>	<p>都心部への居住を促す、文化の育成や地域コミュニティ形成への支援。</p> <p>渡辺通駅北土地区画整理事業や都市計画道路、生活道路の整備を行い、生活環境の保全・向上を図るとともに、都市機能の集積と充実</p>
					<p>環境と共生する都市の実現(いきい空間の創出)</p>

都市再生整備計画

ふくおかとしんぶちく
福岡都心部地区

ふくおか 福岡県 ふくおかし 福岡市

平成19年8月

都市再生整備計画の目標及び計画期間

都道府県名	福岡県	市町村名	福岡市	地区名	福岡都心部地区	面積	985 ha
計画期間	平成 17 年度 ~ 平成 19 年度	交付期間	平成 17 年度 ~ 平成 19 年度				

目標

大目標:「おもてなしの都市・福岡」にふさわしい快適で魅力あふれる都心づくり

目標1	交流拠点都市にふさわしい都心部のにぎわいや魅力を引き出す。
目標2	快適で歩きやすい都市空間の実現を図る。
目標3	都市機能の集積と充実・強化を図る。

目標設定の根拠

まちづくりの経緯及び現況

- ・福岡都心部地区は、天神および博多駅周辺をそれぞれ核とし、卸・小売業、金融機能や行政機能をはじめとした都市機能の集積により、九州の中核としての役割を果たしている。また、博多部には多くの寺社や仏閣があり、歴史的建造物や古くからのまちなみが多く残る。
- ・福岡市新・基本計画では、当該地区を多核連携型都市をめざす上で核となる主要な拠点「都心部」と位置付けている。
- ・平成10年、「都心居住・博多部振興プラン」策定、「居住機能の整備」に取り組む。
- ・都市再生特別措置法に基づく緊急整備地域として「福岡天神・渡辺通地域」(平成14年10月)および「博多駅周辺地域」(平成16年5月)の2地域を指定。
- ・平成16年6月、ビジターズ・インダストリー(集客産業)の振興等を柱とする地域再生計画「九州・アジアの賑わいの都「福岡」」認定。
- ・天神周辺では平成16年5月、地元民間企業やグループが「天神・渡辺通まちづくり研究会」を組織、天神・渡辺通地区のまちづくりを検討。
- ・博多駅周辺では平成15年12月、(財)九州・山口経済連合会が中心となり「博多駅周辺まちづくり研究会」を組織、まちづくりのランドデザイン構想づくりに取り組む。
- ・平成16年11、12月、住民・事業者・行政等で組織する「天神社会実験実行委員会」が「天神社会実験」(通称:Tenjin Picnic)を実施。平成17年10～12月には、まちづくり実験(通称:天神ピクニック2005)を実施するとともに、エリアマネジメント団体の設立に向けた準備を実施。
- ・平成17年度中に、官民共働で「新・福岡都心構想」を策定する予定。

課題

- ・少子高齢化が進展し人口減少化社会の到来が予想される中、今後も都市の活力を維持するためには、居住者の確保とともに来街者の確保が不可欠である。そこで本市としては、アジア大陸に近接した地理的特性、商業・業務など都市機能の集積、各都市を結び交通インフラ等を活かしつつ、交流拠点都市としての魅力を高めていく必要がある。
- ・しかしながら、本市の核となる都心部において、近年、交通渋滞や業務・商業環境の変化等に伴う大都市特有の地域課題が顕著化しつつあり、都市の魅力低下が懸念されている。
- ・なかでも、天神地区や博多駅周辺地区においては、放置自転車などによる問題が深刻化し、安全で快適な歩行空間の確保や良好な都市景観の維持が課題となっている。(内閣府発表によると、天神地区の放置自転車数は全国ワーストワン)
- ・そこで、今後、九州新幹線の博多駅乗り入れも視野に入れながら、都心部でのにぎわいや回遊性の向上、快適で歩きやすい都市空間の形成等を図る必要があり、直面する課題の解決に向けて総合的・戦略的に取り組むとともに、社会実験等を通じ更に次の段階の具体的な施策展開について検討する必要がある。

将来ビジョン(中長期)

- ・福岡市新・基本計画では、まちづくりの方向性として「九州・アジアを視野において高度な都市機能の充実をめざすとともに都心居住を推進する」としている。
- ・福岡市都市計画マスタープランでは、当地区の将来像を「本市の核として九州・アジアも視野に入れた高度な都市機能や広域交通機能が集積した地域」としている。(平成17年度中に、新たに「新・福岡都心構想」を策定予定。)

目標を定量化する指標

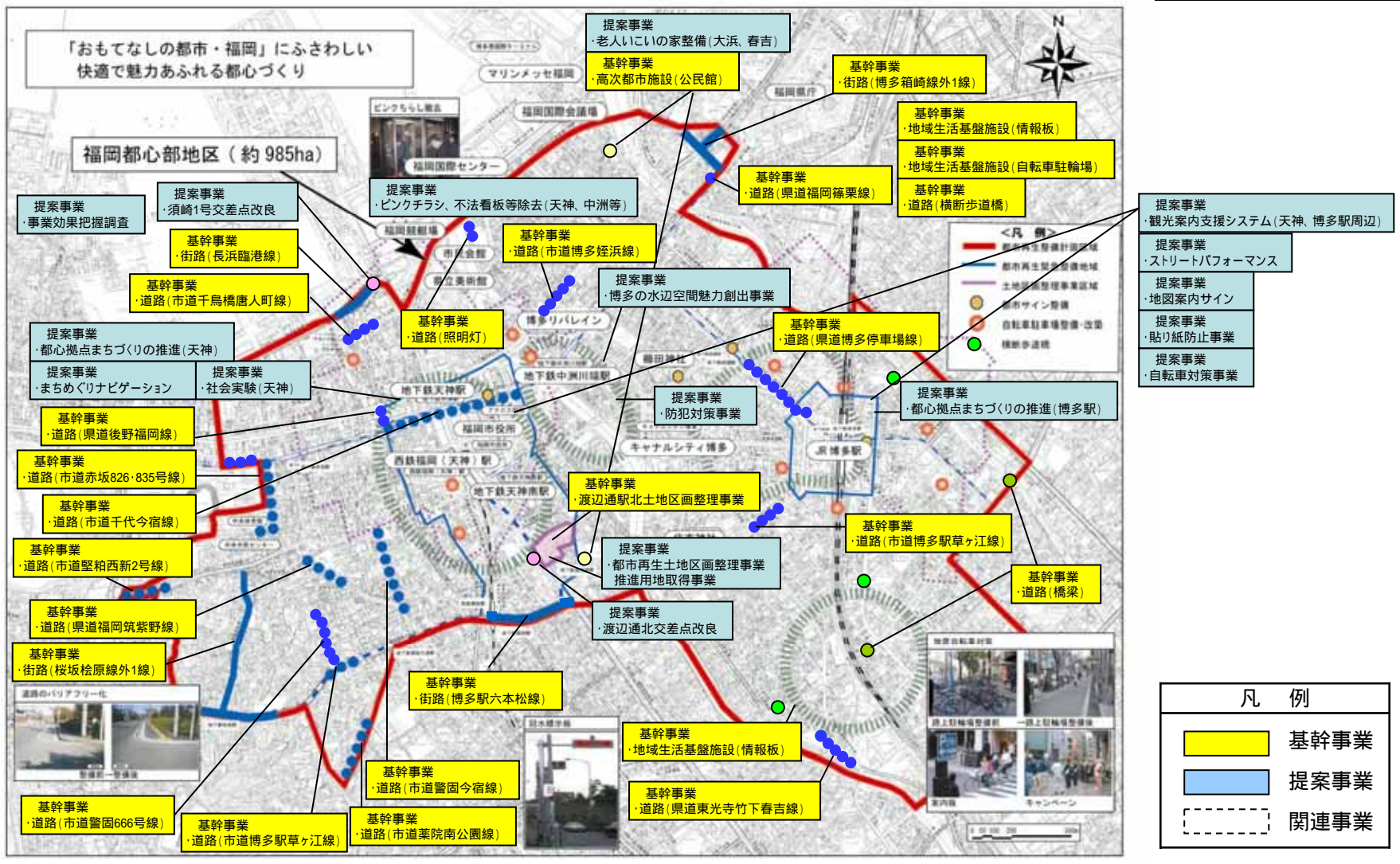
指標	単位	定義	目標と指標及び目標値の関連性	従前値		目標値		
				天神	博多駅周辺	基準年度	目標年度	
自転車放置率	%	自転車総台数に占める放置台数の割合	総合的・戦略的な放置自転車対策を行うことにより、自転車放置率を低下させ、安全で快適な歩行空間の創出や良好な都市景観の維持を図る。	66%	34%	14	天神 41% 博多駅周辺 27%	19
主要地点の歩行者数	人	主要交差点における歩行者通行量	快適で歩きやすい都市空間の実現や、都市の魅力やにぎわいが高まることによる来街者の増加を、主要地点における歩行者通行量の変化により把握する。	63,223		16	69,000	19
「歩くのが楽しい街」と感じる人の割合	%	「歩くのが楽しい」と感じる来街者の割合(天神・来街者アンケート)	道路のバリアフリー化や放置自転車対策、にぎわいの創出に取り組むことにより、「歩くのが楽しい街」と感じる人の割合約10%アップを目指す。	46%		16	56%	19
都市の美しさ評価	%	福岡の都市景観が美しいと感じる市民の割合	良好な都市景観が維持を目指し、60%の市民が美しいと感じることができるよう取り組む。	54%		14	60%	19

都市再生整備計画の整備方針等

計画区域の整備方針	方針に合致する主要な事業
<p>整備方針1(にぎわい・回遊性向上)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都心部における回遊性を高めるため、高齢者や体の不自由な方、ベビーカー利用者など、誰もが歩きやすくなるよう、中心部の明治通りや地下鉄駅周辺の道路においてバリアフリー化等を進めるとともに、通りの名称表示や地図案内サイン等を設置する。 ・都心部でのにぎわいを創出するため、天神地区と博多駅周辺地区において、道路空間等を活用した社会実験や、音楽活動等の発表(ストリートパフォーマンス)の場として公共空間を提供、水辺空間の魅力向上を図る。 ・都心部において、身近で利用しやすい地域コミュニティ活動の場を提供する。 	<p>道路(市道千代今宿線、市道警固今泉線、市道博多駅草ヶ江線、市道826・835号線、薬院南公園線、市道東光寺竹下春吉線、県道博多停車場線、市道博多姪浜線、県道後野福岡線、市道千鳥橋唐人町線、市道警固666号線、県道福岡篠栗線のバリアフリー化、横断歩道橋の改修、橋梁の改良、照明灯の改修)</p> <p>高次都市施設(公民館整備)</p> <p>提案事業(社会実験、都心拠点まちづくりの推進、ストリートパフォーマンス、まちめぐりナビゲーション、地図案内サイン、博多の水辺空間魅力創出事業、老人いこいの家整備、渡辺通北交差点改良、須崎1号交差点改良、観光案内支援システム)</p>
<p>整備方針2(快適で歩きやすい都市空間実現)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・誰もが歩きやすくなるよう、中心部の明治通りや地下鉄駅周辺の道路においてバリアフリー化を進める。 ・歩行の障害となる放置自転車を減らすため、自転車駐輪場を整備し収容能力を強化するとともに、自転車駐車場の利用を促進するための案内標識の整備や街頭指導員の配置、啓発活動等を行う。 ・快適で安全な道路空間を創出等を目的に、天神地区と博多駅周辺地区において社会実験を行う。 ・本市のおもてなしの顔ともいべき天神、博多駅およびその周辺地区において、都市景観を損なう不法看板やピンクチラシ、放置自転車等の撤去、貼り紙防止対策等を行い、快適な都市空間の実現を目指す。 ・快適で安全な歩行空間を創出するため、横断歩道橋等の整備を行う。 ・安全安心なまちづくりを行うため、防犯対策を行う。 	<p>道路(市道千代今宿線、市道警固今泉線、市道博多駅草ヶ江線、市道826・835号線、薬院南公園線、市道東光寺竹下春吉線、県道博多停車場線、市道博多姪浜線、県道後野福岡線、市道千鳥橋唐人町線、市道警固666号線、県道福岡篠栗線のバリアフリー化、横断歩道橋の改修、橋梁の改良、照明灯の改修)</p> <p>地域生活基盤施設(自転車駐輪場)</p> <p>提案事業(放置自転車対策、不法看板・ピンクチラシ等除去、社会実験、防犯対策事業、貼り紙防止事業)</p>
<p>整備方針3(都市機能の集積、充実・強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺地域から都心部へのアクセス性向上や車両走行の安全性確保のため、街路や情報板等の整備改善を行う。 ・中心部との近接性を生かした業務機能の強化や質の高い居住機能の導入を図るため、渡辺通地域における土地区画整理事業を促進する。 	<p>街路(桜塚松原線外1線、博多駅六本松線、長浜臨港線、博多箱崎線外1線)</p> <p>道路(福岡筑紫野線、堅粕西新2号線の舗装打替)</p> <p>地域生活基盤施設(都市サイン、路面冠水標示システム)</p> <p>基幹事業(渡辺通駅北土地区画整理事業)</p> <p>提案事業(都心再生土地区画整理事業推進用地取得事業)</p>
<p>その他</p>	

福岡都心部地区(福岡県福岡市) 整備方針概要図

目標	「おもてなしの都市・福岡」にふさわしい快適で魅力あふれる都心づくり	代表的な指標	天神地区の自転車放置率 (%)	66%	(H14年度)	41%	(H19年度)
			主要地点の歩行者数 (比率)	63,223	(H16年度)	69,000	(H19年度)
			「歩くのが楽しい」と感じる来街者の割合 (%)	46%	(H16年度)	56%	(H19年度)



まちづくり交付金 事後評価方法書

福岡都心部地区

平成19年5月

福岡県福岡市

目 次

(1) 成果の評価.....	2
1) 都市再生整備計画に記載した数値目標の達成状況.....	2
2) その他の数値指標(当初設定した数値目標以外の指標)による効果発現の計測.....	6
(2) 実施過程の評価.....	7
1) モニタリングの実施状況の確認.....	7
2) 住民参加プロセスの実施状況の確認.....	7
3) 持続的なまちづくり体制の構築状況の確認.....	7
(3) 効果発現要因の整理.....	8
(4) 今後のまちづくり方策の作成.....	8
(5) 事後評価原案等の公表.....	8
(6) まちづくり交付金評価委員会の審議.....	8
(7) 有識者からの意見聴取.....	8
(8) 事後評価に必要な経費に関わる予算措置の状況.....	8

記入にあたっての留意事項

方法書提出様式の記入にあたっては、下記の点に留意してください。

1. 事後評価ならびにフォローアップの作業が円滑かつ確実に進められるよう、事後評価に関わる各評価項目の計測又は確認の時期、主体、手法等を具体的に記載してください。
2. 記入項目の詳細や記入例については「方法書作成の手引き」を参照してください。
3. 数値及び文章は、適宜、欄(枠)を拡張するなどして記入してください。

(1) 成果の評価

1) 都市再生整備計画に記載した数値目標の達成状況

指標 1 :	自転車放置率	
A : 事前評価時の『従前値』の求め方		
従前値の 基準時点	「平成 14 年度自転車等駐車実態調査」調査時（平成 14 年 10 月時点）	
実施主体	自転車対策課（自転車対策担当課）	
計測手法	・ 平成 14 年 10 月に調査した「平成 14 年度自転車等駐車実態調査」のデータをもとに、天神と博多駅周辺の自転車放置率を算出し、当該地区の従前値とした	
B : 事後評価時のデータの計測方法と『評価値』の求め方		
計測時期	平成 18 年 10 月時点	
実施主体	自転車対策課（自転車対策担当課）	
データの 計測手法	・ 平成 18 年 10 月に調査した「平成 18 年度自転車等駐車実態調査」のデータをもとに、天神と博多駅周辺の自転車放置率を算出する	
評価値の 求め方	・ 計測時点では関連事業が完了しないため、効果が十分に発現しているとはいえない状況が予想される ・ また、最新データが掲載される予定の「平成 19 年度自転車等駐車実態調査」は平成 19 年 10 月に調査、平成 20 年 1 月に公表される予定であることから、4～6 月に値を計測することができない ・ よって、平成 18 年 10 月時点での自転車放置率（平成 18 年度データ）と過去 5 年間（平成 14～18 年度）の傾向から、評価基準年日【平成 20 年 3 月 31 日】の自転車放置率を推計し、評価値（見込みの値）とする	
確定 / 見 込みの別	確定	
	見込み	
C : フォローアップ時の『確定値』の求め方		
フォローアップ の必要性	あり	
	なし	
計測時期	交付終了後 6 ヶ月を経過した時点（平成 20 年 10 月時点）	
実施主体	自転車対策課（自転車対策担当課）	
計測手法	・ 平成 20 年 10 月に実施される予定である「平成 20 年度自転車等駐車実態調査」を用い、天神と博多駅周辺の自転車放置率を算出し、確定値とする	

指標 2 :	主要地点の歩行者数	
A：事前評価時の『従前値』の求め方		
従前値の基準時点	歩行者通行量調査時（平成 15 年 11 月時点）	
実施主体	(株)西日本新聞社	
計測手法	<ul style="list-style-type: none"> 平成 16 年 5 月に公表された「歩行者交通量調査」を用いた 平成 15 年 11 月における天神地区の歩行者交通量を把握し、従前値とした 	
B：事後評価時のデータの計測方法と『評価値』の求め方		
計測時期	平成 19 年 7 月	
実施主体	地域計画課（福岡都心部地区担当課）	
データの計測手法	<ul style="list-style-type: none"> 事前評価時の「従前値」と同一の方法で歩行者通行量調査を実施する 平成 19 年 7 月に、天神地区の主要交差点において、調査員の数取器による方向別計測調査を実施する 	
評価値の求め方	<ul style="list-style-type: none"> 計測時点では関連事業が完了しておらず、効果が十分に発現しているとはいえない また、平成 19 年 7 月に計測するデータは、評価基準値【平成 20 年 3 月 31 日】において変動する可能性がある よって、平成 19 年 7 月に計測するデータ（平成 19 年度データ）と従前値データ（平成 15 年度データ）の傾向から、評価基準年日【平成 20 年 3 月 31 日】の歩行者交通量を推計し、評価値（見込みの値）とする 	
確定 / 見込みの別	確定	
	見込み	
C：フォローアップ時の『確定値』の求め方		
フォローアップの必要性	あり	
	なし	
計測時期	交付終了後 3 ヶ月を経過した時点（平成 20 年 7 月時点）	
実施主体	地域計画課（福岡都心部地区担当課）	
計測手法	<ul style="list-style-type: none"> 平成 20 年 7 月に事前、事後評価時と同じ方法で歩行者通行量調査を実施し、確定値とする 	

指標 3 :	「歩くのが楽しい街」と感じる人の割合	
A：事前評価時の『従前値』の求め方		
従前値の基準時点	来街者アンケート調査時（平成 15 年 11 月時点）	
実施主体	(株)西日本新聞社	
計測手法	<ul style="list-style-type: none"> 平成 16 年 5 月に西日本新聞社より公表された「来街者アンケート調査」を用いた アンケート結果より天神地区に関する 2 日間（平日と休日）のデータについての平均値を算出し、従前値とした 	
B：事後評価時のデータの計測方法と『評価値』の求め方		
計測時期	平成 19 年 7 月	
実施主体	地域計画課（福岡都心部地区担当課）	
データの計測手法	<ul style="list-style-type: none"> 事前評価時の「従前値」と同一の方法でアンケート調査を実施する 平成 19 年 7 月の 2 日間（平日と休日）の天神地区において、調査員による直接面接聴取法によりアンケート調査を実施する 	
評価値の求め方	<ul style="list-style-type: none"> 計測時点では関連事業が完了しておらず、効果が十分に発現しているとはいえない また、平成 19 年 7 月に計測するデータは、評価基準値【平成 20 年 3 月 31 日】において変動する可能性がある よって、平成 19 年 7 月に計測するデータ（平成 19 年度データ）と従前値データ（平成 15 年度データ）の傾向から、評価基準年日【平成 20 年 3 月 31 日】のデータを推計し、評価値（見込みの値）とする 	
確定 / 見込みの別	確定	
	見込み	
C：フォローアップ時の『確定値』の求め方		
フォローアップの必要性	あり	
	なし	
計測時期	交付終了後 3 ヶ月を経過した時点（平成 20 年 7 月時点）	
実施主体	地域計画課（福岡都心部地区担当課）	
計測手法	<ul style="list-style-type: none"> 平成 20 年 7 月に事前、事後評価時と同じ方法でアンケート調査を実施し、確定値とする 	

指標 4 :	都市の美しさ評価	
A : 事前評価時の『従前値』の求め方		
従前値の基準時点	「平成 14 年度市政に関する意識調査」調査時（平成 14 年 9 月時点）	
実施主体	広聴課（広聴活動担当課）	
計測手法	<ul style="list-style-type: none"> 平成 15 年 3 月に公表された「平成 14 年度市政に関する意識調査」を用いた 調査項目の 1 つである「都市の美しさ評価」についての数値を把握し、従前値とした 	
B : 事後評価時のデータの計測方法と『評価値』の求め方		
計測時期	平成 18 年 12 月	
実施主体	企画調整部（総合計画調整担当課）	
データの計測手法	<ul style="list-style-type: none"> 平成 18 年 12 月に実施された「平成 18 年度福岡市新・基本計画に関する意識調査」を用い、その調査項目である「都市の美しさ評価」についての調査結果を把握する 	
評価値の求め方	<ul style="list-style-type: none"> 計測時点では関連事業が完了しておらず、効果が十分に発現しているとはいえない また、平成 18 年 12 月に計測したデータは、評価基準値【平成 20 年 3 月 31 日】において変動する可能性がある よって、平成 18 年 12 月時点での数値（平成 18 年度データ）と過去 5 年間（平成 14～18 年度）の傾向から、評価基準年日【平成 20 年 3 月 31 日】の数値を推計し、評価値（見込みの値）とする 	
確定 / 見込みの別	確定	
	見込み	
C : フォローアップ時の『確定値』の求め方		
フォローアップの必要性	あり	
	なし	
計測時期	交付終了後 8 ヶ月を経過した時点（平成 20 年 12 月時点）	
実施主体	企画調整部（総合計画調整担当課）	
計測手法	<ul style="list-style-type: none"> 平成 20 年 12 月に実施される予定である「平成 20 年度福岡市成果指標に関する市民意識調査」を用い、その調査項目である「都市の美しさ評価」についての調査結果を把握し、確定値とする 	

(1) 成果の評価

2) その他の数値指標 (当初設定した数値目標以外の指標) による効果発現の計測

数値指標:					
記述理由					
A: 事前評価時の『従前値』の求め方					
従前値の 基準時点					
実施主体					
計測手法					
B: 事後評価時のデータの計測方法と『評価値』の求め方					
計測時期					
実施主体					
データの 計測手法					
評価値の 求め方					
確定/見 込みの別	<table border="1"><tr><td><input type="checkbox"/></td><td>確 定</td></tr><tr><td><input type="checkbox"/></td><td>見込み</td></tr></table>	<input type="checkbox"/>	確 定	<input type="checkbox"/>	見込み
<input type="checkbox"/>	確 定				
<input type="checkbox"/>	見込み				
C: フォローアップ時の『確定値』の求め方					
フォローアップ の必要性	<table border="1"><tr><td><input type="checkbox"/></td><td>あ り</td></tr><tr><td><input type="checkbox"/></td><td>な し</td></tr></table>	<input type="checkbox"/>	あ り	<input type="checkbox"/>	な し
<input type="checkbox"/>	あ り				
<input type="checkbox"/>	な し				
計測時期					
実施主体					
計測手法					

(2) 実施過程の評価

1) モニタリングの実施状況の確認

A: 都市再生整備計画への記載状況および実施状況

- ア 都市再生整備計画に実施することを記載した
- イ 都市再生整備計画に記載しなかった
- ウ 都市再生整備計画に記載はないが実施した

B: 実施事項 (Aで、アまたはウに該当する場合に記入、イの場合には「なし」と記入)

なし

C: 事後評価時の確認方法

時 期

確 認 先

確認方法

2) 住民参加プロセスの実施状況の確認

A: 都市再生整備計画への記載状況および実施状況

- ア 都市再生整備計画に実施することを記載した
- イ 都市再生整備計画に記載しなかった
- ウ 都市再生整備計画に記載はないが実施した

B: 実施事項 (Aで、アまたはウに該当する場合に記入、イの場合には「なし」と記入)

なし

C: 事後評価時の確認方法

対 象

時 期

確 認 先

確認方法

3) 持続的なまちづくり体制の構築状況の確認

A: 都市再生整備計画への記載状況および実施状況

- ア 都市再生整備計画に実施することを記載した
- イ 都市再生整備計画に記載しなかった
- ウ 都市再生整備計画に記載はないが実施した

B: 実施事項 (Aで、アまたはウに該当する場合に記入、イの場合には「なし」と記入)

なし

C: 事後評価時の確認方法

対 象

We Love 天神協議会 博多駅まちづくり推進組織準備会
博多の水辺にぎわいまちづくり推進協議会 中洲地区安全安心まちづくり協議会

時 期

交付終了年度 (平成 19 年 8 月時点)

確 認 先

企画調整部 (総合計画調整担当課) 河川計画課 (河川計画担当課)
生活安全課 (防犯対策企画調整課)

確認方法

各協議会の活動記録及び議事録で、持続的なまちづくり体制の構築状況を確認する

(3) 効果発現要因の整理

時 期	平成 19 年 7 月～8 月
実施主体	地域計画課（福岡都心部地区担当課）
検討体制	地域計画課が主管課となり、市役所内の横断的な組織である「まちづくり交付金事業連絡調整会議（企画部局、財政部局、事業部局の 12 局、21 課から構成）」において、2 回を目処に会議を開催する。

(4) 今後のまちづくり方策の作成

時 期	平成 19 年 8 月～9 月
実施主体	地域計画課（福岡都心部地区担当課）
検討体制	前記の「まちづくり交付金事業連絡調整会議」において、ブレイン・ストーミングにより整理する。

(5) 事後評価原案等の公表

	原案の公表	評価結果(最終)の公表
時 期	平成 19 年 10 月	平成 20 年 3 月
実施主体	地域計画課（まちづくり交付金主管課）	地域計画課（まちづくり交付金主管課）
公表方法	市のホームページでの掲載により公表する予定である。 公表期間は 1 ヶ月間とする。	市のホームページでの掲載により公表する予定である。 公表期間は 1 年間とする。

(6) まちづくり交付金評価委員会の審議

時 期	平成 19 年 11 月
実施主体	地域計画課（福岡都心部地区担当課）
設置・運用方法	既存の組織である「福岡市公共事業再評価監視委員会（学識経験者 5 名、商工会議所 1 名、弁護士 1 名）」を活用する予定である。

(7) 有識者からの意見聴取

聴取方法	ア 「効果発現要因の整理」「今後のまちづくり方策の作成」「まちづくり交付金評価委員会の審議」のいずれかにおいて有識者が参画し、意見を聴取する イ ア以外のその他の機会において、有識者から適宜意見を聴取する （実施時期・方法： ） ウ 有識者からの意見聴取は実施しない
------	--

(8) 事後評価に必要な経費に関わる予算措置の状況

予算措置の状況	ア 費用は発生しない イ 費用は発生するが、予算措置を講じている ウ 費用は発生するが、予算措置は講じていない エ その他（ ）
---------	---